保育園における感染症の登園基準一覧表

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場所です。集団感染を防ぐため、登園に際しては以下の配慮をお願いいたします。

- ①感染力が低下して、登園しても集団感染につながらないこと
- ②子どもの健康状態が毎日の集団生活に支障がないところまで回復していること

感染症名	感染力のある期間	登園基準
麻しん (はしか)	発症1日前から発疹出現後の4日間	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	発症前 24 時間から解熱後 3 日を経過する まで	発症した後 5 日経過し、かつ解熱した後 3 日経過していること
風疹(三日はしか)	発疹出現7日前から7日後まで	発疹が消失していること
水痘(水ぼうそう)	発疹の1~2日前からかさぶた形成まで	すべての発疹がかさぶたになるまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺の腫脹前3日から腫脹出現後4日間	耳下腺、顎下腺、舌下腺の膨張が発現して5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
咽頭結膜熱(プール 熱)	発熱、充血等の症状が出現してから数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後 2 日 を経過していること
流行性角結膜炎	発症後約2週間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を投与しない場合に約3週間排菌が 続く	特有な咳が消失していること。又は 5 日間 の適正な抗菌薬による治療が終了している こと
腸管出血性大腸菌感 染症(O157 O26)等	便中に菌を排泄している間	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、2回の検便で陰性が確認されていること
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療開始前後1日	抗菌薬内服後 24~48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	症状発現時から 4~6 週間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日 間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普 段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ 病)	風邪症状出現から顔に発疹が出るまで	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ等)	症状のある間と、症状消失1週間	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事が とれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に 1 カ月程度ウイルスを排泄しているので注意)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普 段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水疱を形成している間	全ての水疱がかさぶた化していること
とびひ	水疱を形成している間	全ての水疱がかさぶた化していること
ヒトメタニューモウ	症状が出てから 1~2 週間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと

参考・・厚生労働省 保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)